

令和7年 第2回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和7年3月25日(火) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	福澤 邦夫	○
3	岡村 宏一	—	4	森山 松年	○
5	日下部 好克	○	6	関根 武男	○
7	深井 一郎	○	8	川田 美千代	—
9	飯塚 信利	○	10	島村 重昭	—
11	齋藤 幸江	○	12	中野 松夫	○
13	岩本 勝正	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第4条の規定による許可申請について
	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局

産業観光課長	小川 英一郎
産業観光課主幹	鈴木 功
農地調整担当専門員	成田 雅彦
農地調整担当主事	益子 智渚
農地調整担当主事	杉本 花英

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

皆様、こんにちは。

総会につきましては効率よく進めたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、11名でございます。欠席委員は、3名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「6番 関根武男委員」と「7番 深井一郎委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは事務局説明お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、御説明いたします。申請地は、■■■■■■■■■■地内の田畑6筆で、面積は合計2,458㎡でございます。

申請者は■■■■■■■■■■地内にお住まいの方です。転用目的は「住宅の敷地拡張」です。なお、こちらは「転用追認」の案件となります。「転用追認」とは、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和45年8月以前から地目が田畑の土地を、住宅敷地など農地以外の用途として使用していたと認められた場合、許可申請を認めるものです。農地法第4条の許可申請は自己転用ですので、権利移転は発生せず、地目が宅地に変更となります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御覧ください。

それでは、本申請の経緯について御説明いたします。申請地は隣接している既存建物と一体的に住宅敷地として都市計画法上の区域区分が決定された昭和45年以前から利用されていたことが確認できたため、「当初除外」が認可されました。そのため今回転用追認の申請に至りました。

申請地の位置については、「案内図」を御覧ください。■■■■■■■■■■の東側、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の南西側に位置しているこちらの土地でございます。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地が3筆ございますが、うち2筆は申請者の所有農地であるため問題はございません。残り1筆に関しても地権者から同意を得ているため、特に問題はございません。

続きまして、「土地利用計画図」を御覧ください。今回は転用追認の案件になり、地目を畑から宅地へと変更する手続きとなりますので、申請地内での新規の土地利用計画はございません。

現況についてはこちらの写真を御覧ください。

なお、今回は4条の申請ですので、申請者の所有農地を確認する必要があります。

<所在地の確認>

いずれも違反等はありません。周辺営農への影響は建築計画を伴わないため、問題はございません。

以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではこの件について御審議お願い申し上げます。

(■番 ■■委員)

先程、事務局、■■■会長、■■■委員と現地を確認して参りました。事務局の説明通り問題ないと思います。御審議の程よろしく申し上げます。

(■番 ■■■委員)

地元委員です。先程の事務局の説明通りで特に問題ないと思います。御審議申し上げます。

(会長)

他に御意見ありますでしょうか。

御意見ないようでございます。それではこの件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

<全員挙手>

(会長)

「挙手全員」ということで、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3「報告事項」について、事務局報告をお願い申し上げます。

(事務局)

それでは今回の報告事項について御説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が3月10日となっております。10日までに5条届出が4件ございましたことを御報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項でございます。このことから質疑等については割愛させていただきます。御了承ください。

それでは、以上をもちまして、令和7年第2回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

令和7年4月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____